

# 役員報酬の基本事項

税務調査では役員報酬の取り扱いが年々厳しくなっています。平成 10 年度税制改正では、役員報酬の否認事項については、所得税、法人税の二重課税を原則としています。

## 税法上の注意事項

1 年度以内 2 回以上変更は、役員賞与とみなされ法人税法上の経費とならず、二重課税となる危険性があります。

役員報酬の改定時期は以下の時期が一般的です。いずれも毎期継続的に適用すべきです。

1. 社員賃金アップ時
2. 株主総会后
3. 任期改定期

## 役員報酬の取り扱い

〔原則〕 役員に対する報酬は、損金に算入する。

〔例外の 1〕「妥当な金額を超える場合」

役員に対して支給した報酬の額が、

1. 職務の内容
2. 収益の状況
3. 使用人に対する給料の支給状況
4. 同業法人との比較を総合勘案して、役員の職務に対する対価として相当な額を超える金額は損金に算入しない。

〔法 34、令 69 1〕

〔例外の 2〕「定款等の金額を超える場合」

定款の規定、株主総会等の決議で支給限度額を決定している場合その限度額を超える金額は損金に算入しない。

= 理由 =

所得税が累進税率であることから、経営者の所得を家族や一族に分散して高い所得税率から逃れようとすると税務当局は見なしており、恣意的に操作可能な同族会社については常に役員報酬を厳しく調査します。そのような疑問が起こらないように次の対策を準備しておくことが必要です。

= 対策 =

役員の職務権限の明確化  
世間相場について民間調査資料からの情報収集

= 追加 = 別名目でも同じく否認されます

役員に対しての物品の贈与  
役員に対しての会社資産の低額譲渡または高額買い入れ 時価との差額は役員賞与  
役員に対する債権放棄  
役員に対する不動産の低額貸付、低利での融資、低額でのサ - ビス提供  
役員に対する機密費支給 定額であれば役員報酬  
役員に対する個人的費用の負担 保険料等